別表第五（第三百四十三条関係）

税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置

所轄税関	監視署名	位置
［略］		
神戸	境税関支署鳥取監視署	鳥取市
	境税関支署西郷監視署	島根県隠岐郡隠岐の島町
長崎	長崎税関五島監視署	五島市
	鹿児島税関支署名瀬監視署	奄美市

別表第六（第三百八十条の四関係）

［略］

別表第七（第三百八十条の四関係）

［略］

別表第八（第三百八十条の四関係）

［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第五（第三百四十三条関係）

税関監視署及び税関支署監視署の名称及び位置

所轄税関	監視署名	位置
［同上］		
神戸	境税関支署鳥取監視署	鳥取市
	境税関支署西郷監視署	島根県隠岐郡隠岐の島町
門司	厳原税関支署比田勝監視署	対馬市
長崎	長崎税関五島監視署	五島市
	鹿児島税関支署名瀬監視署	奄美市

別表第六（第三百八十条関係）

［同上］

別表第七（第三百八十条関係）

［同上］

別表第八（第三百八十条関係）

［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中「第四百六十六条の二」を「第四百六十六条の四」に改める部分並びに第一条、第四百五条の二、第四百八条、第四百十条、第四百十二条、第四百二十八条、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百五十三条及び第四百五十九条の改正規定並びに第四百六十四条及び第四百六十六条の改正規定並びに第四百六十六条の二の次に二条を加える改正規定並びに第四百六十七条、第四百八十三条、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十八条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百条、第五百一条、第五百四条、第五百十三条、第五百十四条、第五百十七条、第五百十八条、第五百二十条、第五百二十一条、第五百二十八条、第五百三十一条及び第五百三十四条の改正規定並びに第五百三十六条の二の次に一条を加える改正規定並びに第五百三十七条の改正規定並びに第五百三十九条の二の次に二条を加える改正規定並びに第五百四十条、第五百四十二条、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百五十条、第五百五十六条、第五百五十九条、第五百六十条、第五百六十八条及び第五百六十九条の改正規定並びに次項の規定は、令和三年七月十日から施行する。

（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令の一部改正）

2　調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　国税庁の調査査察部並びに国税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部並びに沖縄国税事務所の調査課及び査察課の所掌事務の範囲は、内国税の賦課（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第一項の規定	1　国税庁の調査査察部並びに国税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部並びに沖縄国税事務所の調査課及び査察課の所掌事務の範囲は、内国税の賦課（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第一項の規定